○農林水産省告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町大字船子字東沢甲二三三九、二三三九の二、甲二三五六、二三五七、二三六〇の二、二三六一、二三六二の一、二三六二の二、二三六二の四、甲二三六三の二、二三六三の三、二三六四の一から二三六四の七まで、二三六五、二三六六、二三六七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県仲多度郡まんのう町勝浦字谷田二七八〇の一、川東字伊座屋敷一一七八の一、一一七八の二、一一七八の四、一一七八の五、一一七九、字雨島一二八八の一・一二九〇の四・一三〇六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六一の一、一二七三の一、一二七四の一、一二七六の一、一二七九の一、一二七九の二、一二八五の一、一二八五の三から一二八五の五まで、一二八六の一、一二八六の二、一二八八の五、一二八八の六、一二八八の八、一二八八の九、一二八八の一〇、一二九〇の七、一二九一の一、一二九八、一三〇五の一、一三〇六の二、一三〇六の四、一三〇六の七、一三一二の一、一三一二の三から一三一二の九まで、一三一二の一から一三一二の七まで、一三一三の二、一三四八の一、一三四八の五から一三四八の七まで、一三四九の一から一三四九の四五まで、一三五一、一三五二の一、一三五二の二から一三五二の七まで、一三五二の一一八から一三五二の一四八まで、乙一三五二の四から乙一三五二の八まで、字奥林二一七五の二〇四（次の図に示す部分に限る。）、二三〇三の六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二一七五の六二から二一七五の一一八まで、二一七五の一六五、二一八九の一、二一八九の四、二一八九の五、二一九二の一、二一九二の二、二二一七、二二一八の一、二二一八の三、二二二二、二二二三の一、二二八三の一、二二八三の三、二二八七の一、二三〇二の一、二三〇三の一、字沖野二九二〇の一から二九二〇の四九まで、二九二一、二九二二の一、二九四〇の一、二九四〇の二、二九四一の一から二九四一の六まで、二九四二の一、二九四二の三から二九四二の五まで、二九四三、二九四四、三〇二五の一、三〇二五の三、三〇二五の四、三〇二七の一、三〇二七の二、字笠形一一七二の一、一一七二の二、一一七三、一一七四の五、一一七四の六、一一七四の九、一一七五から一一七七まで、字葛籠野二一七五の二から二一七五の五まで、二一七五の一五、二一七五の一六、乙二一七五の四、字株切二七六四、二七六七の一、二七六七の二、二七六九の一、二七七七、二七七六の一から二七七六の三まで、二七七八の三、二七八五の一八から二七八五の二八まで、二七八六の一、二七八七、二八五二、二八五三の一、二八五三の二、二八五四から二八五六まで、字菜種渕一二五六、一二五八、字三角二三四四、二三四五の一から二三四五の三まで、二三八三の一、二三八三の七、字獅子鼻一二六〇の一、一二六〇の二、字浅木原三〇八〇の一から三〇八〇の二八まで、三〇八〇の三二、三〇八〇の三四、三〇八〇の三五、三〇八二の一、三〇八二の五、三〇八二の一一、三〇九二の一、三〇九三の一、三〇九五の一、三〇九五の二、三〇九五の四、三一一七、三一二〇、三一二六の一、三一二六の二、三一二七の一、三一二七の二、字前ノ川一二三六の一四九・一二三六の一五〇（以上二筆国有林）、一一二七の一、一一六一の一から一一六一の五まで、一一六二の一、一一六二の二、一一六三の二、一一六三の三、一一六三の五、一一六三の六、一一八二の一、一一八二の二、一一八二の五、一二〇八の一、一二一三の一、一二一三の二、一二一八の一、一二二九、一二三〇、一二三一の一、一二三一の三、一二三一の四、一二三六の一から一二三六の一四五まで、一二三六の一六一、一二三六の一六七、一二三六の一六九、一二三六の一七三、一二三六の一七五、一二三七の一から一二三七の六二まで、一二三八の三、一二五二の一、一二五二の六、一二五二の八、一二五三の一から一二五三の五まで、一三五二の二、一三五二の一一七まで、一三五二の二八から一三五二の一一七まで、字前ノ川向一三五三の二（次の図に示す部分に限る。）、一四一四の八七（国有林）、一三五三の一、一三五三の三、一三六〇の一、一三六六の一、一三八六、一四一四の一から一四一四の三九まで、一四一四の四二から一四一四の八一まで、字大窪二四五一の一、二四五一の三、二四五一の四、二四五二の三、字中熊下一七五三、一七五四の一、字中熊上一八五〇の一、一九二八の一、一九五五の二から一九五五の五まで、一九五五の七、一九五六の一、一九六一の一、一九六一の三から一九六一の一五まで、一九六一の二二まで、一九六一の二四から一九六一の一五九まで、二〇〇三の一、二〇〇三の二、二〇一一の一、二〇一六の一、二〇一六の三、二〇六〇、二〇七〇、二〇七一の一、二〇七一の二、二〇九一の一、二〇九一の二、二一〇〇、二一〇一の三、二一〇一の五、二一〇五の一、字中野二九一九の一（次の図に示す部分に限る。）、二八五七、二八五八の一、二八五八の二、二八五八の四から二八五八の七まで、二八五九、二八六〇、二八六四、二八六五、二八六七の一、二八六七の三、二八六八の一から二八六八の三まで、二八八〇、二八八二、二八九九、二九〇〇の一、二九〇一の一から二九〇一の四まで、二九〇四の一、二九〇四の三、二九〇四の五、三〇八二の一一、三〇九二の一、三〇九三の一、三〇九五の二、三〇九五の四、三一一七、三一二〇、三一二六の一、三一二六の二、三一二七の一、三一二七の二、字前ノ川一二三六の一四九・一二三六の一五〇（以上二筆国有林）、一一二七の一、一一六一の一から一一六一の五まで、一一六二の一、一一六二の二、一一六三の二、一一六三の三、一一六三の五、一一六三の六、一一八二の一、一一八二の二、一一八二の五、一二〇八の一、一二一三の一、一二一三の二、一二一八の一、一二二九、一二三〇、一二三一の一、一二三一の三、一二三一の四、一二三六の一から一二三六の一四五まで、一二三六の一六一、一二三六の一六七、一二三六の一六九、一二三六の一七三、一二三六の一七五、一二三七の一から一二三七の六二まで、一二三八の三、一二五二の一、一二五二の六、一二五二の八、一二五三の一から一二五三の五まで、一三五二の二、一三五二の一一七まで、字前ノ川向一三五三の二（次の図に示す部分に限る。）、一四一四の八七（国有林）、一三五三の一、一三五三の三、一三六〇の一、一三六六の一、一三八六、一四一四の一から一四一四の三九まで、一四一四の四二から一四一四の八一まで、字大窪二四五一の一、二四五一の三、二四五一の四、二四五二の三、字中熊下一七五三、一七五四の一、字中熊上一八五〇の一、一九二八の一、一九五五の二から一九五五の五まで、一九五五の七、一九五六の一、一九六一の一、一九六一の三から一九六一の一五まで、一九六一の二二まで、一九六一の二四から一九六一の一五九まで、二〇〇三の一、二〇〇三の二、二〇一一の一、二〇一六の一、二〇一六の三、二〇六〇、二〇七〇、二〇七一の一、二〇七一の二、二〇九一の一、二〇九一の二、二一〇〇、二一〇一の三、二一〇一の五、二一〇五の一、字中野二九一九の一（次の図に示す部分に限る。）、二八五七、二八五八の一、二八五八の二、二八五八の四から二八五八の七まで、二八五九、二八六〇、二八六四、二八六五、二八六七の一、二八六七の三、二八六八の一から二八六八の三まで、二八八〇、二八八二、二八九九、二九〇〇の一、二九〇一の一から二九〇一の四まで、二九〇四の一、二九〇四の三まで、二九〇四の五から二九〇四の九まで、二九〇四の一一、二九〇五の一から二九〇五の五まで、字日開谷三〇三〇、三〇三一、三〇三三、三〇三五の一から三〇三五の三まで、三〇三五の五から三〇三五の七まで、三〇三六の一、三〇三七の二、三〇三七の六、三〇七三の二、三〇七四の一から三〇七四の三まで、三〇七四の六、三〇七四の七、三〇七五の一、三〇七五の二、三〇七五の四、三〇七六の一、三〇七六の二、字林下一七二七、字寶生谷一一六七の一、一一六七の二、一一六八、一一六九、一一七一、三豊市財田町財田中字道手五一二三の七、五一二三の九、五一二三の一二から五一二三の一六まで、五一二三の二六、五一二三の二八から五一二三の三三まで、五一二三の甲三五、五一二三の三七から五一二三の四四まで、五一二三の四六から五一二三の四九まで、五一二三の甲五〇、五一二三の五一、五一二三の五四、五一二三の五九から五一二三の六二まで、五一二三の六五、五一二三の六六、五一二三の七〇から五一二三の七二まで、五一二三の七五、五一二三の七六、五一二三の八一から五一二三の八四まで、五一二三の八七から五一二三の八九まで、五一二三の九一から五一二三の九三まで、五一二三の九五から五一二三の九七まで、五一二三の一〇五、五一二三の一一九、五一二三の一二三、五一二三の一二四、五一二三の一二九から五一二三の一六五、五一二三の一六七、五一二三の一七二、五一二三の一七五、五一二三の一九六、五一二三の一九九、五一二三の二〇六から五一二三の二一〇、五一二三の二一二、五一二三の二一五、五一二四の二、五一二四の三、五一二四の六、五一二四の八から五一二四の一二まで、五一二四の一七から五一二四の二〇まで、五一二四の二四、五一二四の二五、五一二四の二八、五一二四の三二から五一二四の三六まで、五一二四の一〇三から五一二四の一一三まで、五一二四の一一五から五一二四の一二九まで、五一二四の一三四、五一二四の一三五、五一二四の一七七から五一二四